

1. 定款・細則・規則類

1.1 定 款

本会定款は、1949（昭和24）年3月に制定されて以来、7回の一部変更を経て今日の形となっている。最初の変更は1952（昭和27）年10月に、また最新の変更は1976（昭和51）年10月に行われた。第14編「資料」（455ページ）に、現行の定款とともに創立時の定款が示されている。

1.1.1 定款の変遷

定款の変更は、社会及び産業の情勢・動向と、これを反映した本会の活動の進展に応じて行われてきた。変更にあたっては、別段の定めのあるものを除いて、本会総会の議決を経て、通商産業大臣の認可を得る必要がある。その主なものを列記すると以下のとおりである。

1952（昭和27）年10月：本会事務所の移転（日本橋室町から神田佐久間町）に関するものであった。

1955（昭和30）年11月：最初の実質的変更というべきもので、主な内容は以下のとおりである。

1) 第3条（目的遂行のための業務）

5項目を追加するなど全般的に修正され、ほぼ現行の第3条に近いものとなった。

2) 第2章（会員）

団体会員がA種団体会員1級及び2級並びにB種団体会員（支部）に区分され、これに応じた会費及び総会表決権が定められた。これに関連して、支部についての思想が変更かつ整理され、支部設置活動が急速に進められた。

3) 第3章（組織）

専門部会の改廃登録を、新たに制定する細則に移行することとした。これに伴って部会は新たに再編成され、機能的なものとなった。同時に、専門委員会、溶接工検定委員会及び出版委員会が新設された。

4) 第4章（役員）

理事の定員が現行の形（会長及び副会長を含み15名以上25名以内）に変更された。

評議員を役員とは別に扱うこととなり、その定員を50名以上100名以内とした。また、顧問に関する規定を新設した。

1960（昭和35）年9月：A種団体会員の区分を、1級及び2級から現行の特級、1級、2級及び3級へ変更し、これに応じて総会表決権を修正し、団体会員の代表者の規定を定めた。

1961（昭和36）年10月：「B種団体会員（支部）」の呼称を廃止し、支部の呼称を「支部」とした。

個人会員の規定を修正し、現行の形（特別会員のなものに限定し、かつ会費を免除）とした。

1965（昭和40）年5月：専務理事を置き、これに関する条項を新設した。

1969（昭和44）年12月：支部に関する条項を、ほぼ現行の形に修正した。

1976（昭和51）年10月：定款構成の全面的見直し、事業項目の検討整理、専門部会、認定・検定委員会及びその他の委員会に関する規定の整備などを行った。

1.1.2 要員認証制度の今後の動向と定款

本会では、定款第3条に定める事業の一つ「溶接に関する技術の認定及び検定」にかかわる要員認証制度として、溶接技能者の技術検定（本会発足時から）、溶接技術者の認定（1973（昭和48）年から）及びマイクロソルダリング要員の認定・検定（1992（平成4）年から）を実施してきた。

近年、公益性の高い資格制度の運営機関（本会のような、いわゆる第三者機関）が、公明かつ適切に運営されていることについて、透明性を示すことが要求されるようになった。

また、1995（平成7）年に締結されたWTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に対し、国際的に整合した規格及び認証制度を確立することによって、わが国の貿易の円滑化につなげることが必要になった。

このよう状況の下、日本工業規格（JIS）又は国際規格（ISO 9000シリーズ）に基づいて、品質システムの第三者審査登録機関、要員認証を行う第三者機関などに対し、ISO、ENなどの国際的な指針に適合しているかを審査認定する機関として、1996（平成8）年に、（財）日本適合性認定協会（JAB）が発足した。

本会が、このJABの認定を取得すると、上記の本会の要員認証制度が公平性、透明性、不偏性及び統一性を具備した制度として、国内で公認される。また、建築基準法など多くの国内強制法規が仕様規定から性能規定へと改正され、溶接関係の要員に対する業務責任が一層拡大する動きに対し、公認された本会要員認証制度が他団体に先駆けてタイムリーに対応できる。

1.2 細 則

本会細則は、定款に基づいて、定款を補う詳細な規定から構成されており、別段の定めのあるものを除き、評議員会の議決を経て変更される。第14編「資料」に現行の細則を示す（477ページ参照）。

最初の細則は、1955（昭和30）年11月に改定された定款に基づいて、1957（昭和32）年5月に制定された。15章51条からなり、次のような内容が含まれていた。

会費及び入会金

会務理事（庶務、企画及び財務）

地方支部

専門部会（溶接棒、電気溶接機、ガス溶断機、造船、航空機、機械、車両、建設、アルゴンガス及び商社）

規格、溶接工検定及び出版の各委員会

事務局及び出版局

職員及び嘱託員

また、地方支部規約、役員選挙内規及び事務内

さらに、JABが各国の認定機関と認定制度の相互承認を進めているので、将来、本会の要員認証制度が、国際的に承認される道が開ける。

このような観点から本会は、1992（平成4）年度から発足させた品質システム審査登録制度検討委員会を、1996（平成8）年度に要員認証制度準備委員会に改組して、本会要員認証制度に対するJAB認定の取得のための検討・準備を開始した。

本会は、1998（平成10）年秋にJABの審査を受審し、1999（平成11）年3月9日にその認定を取得した。これを契機に、21世紀体制検討委員会の提言に基づいた本会の組織、運営制度などの見直しによる定款の改正作業が進められ、工業技術院との協議を経てまとめられた改正案が、評議員会で承認の後、第26期第50回通常総会（1999（平成11）年5月）で承認された。本改正案は通商産業大臣の認可があった日から施行される。定款改正の詳細については、第1編「総論」を参照されたい。

規を作成する方針が示されていた。

細則は、会費の変更や部会、委員会などの新設又は改廃によって変更が必要となるので、制定以来32回にわたって一部変更が行われている。その主なものの概要を列記すると、以下のとおりである。

1960（昭和35）年6月：特別技術委員会（運営、規格、材料工作、構造設計及び検査試験）の設立。

1963（昭和38）年5月：自動車部会及び特許部会の設立。

1964（昭和39）年2月：鉄鋼部会の設立並びにアルゴンガス部会のガス溶断部会への統合。

1967（昭和42）年4月：貴金属ろう部会の設立。

1968（昭和43）年7月：支部の規模について規定。

1974（昭和49）年4月：認定・検査委員会の中に、専門認定委員会（溶接技術者認定、ガス溶断機認定、疲れ試験装置認定及び溶接検査認定）を設置。

1976（昭和51）年4月：定款変更と併せた細則

表 1.1 会費の変遷

	1957(昭和32)年5月	1979(昭和54)年4月	1998(平成10)年5月
特級	1級会員2口以上	同左	同左
1級	340,000円	420,000円	525,000円
2級	240,000円	300,000円	375,000円
3級	180,000円	220,000円	275,000円

全般の見直し（16章122条となる）。

1979（昭和54）年4月：

- 1) 会費の改正。
- 2) 造船部会を船舶・鉄構海洋構造物部会に変更。

1979（昭和54）10月：商社部会の廃止。

1981（昭和56）年4月：不動産管理委員会の設立。

1982（昭和57）年4月：溶接技術検定委員会東部第1地区及び東部第2地区委員会を統合した東部地区検定委員会の設立。

1983（昭和58）年4月：総会出席者の表決権数の明文化。

1983（昭和58）10月：名誉会長の設置。

1985（昭和60）年4月：特許部会の廃止。特許委員会の設立。

1985（昭和60）年10月：評議員選出方法及び定員配分の改正。

1987（昭和62）年4月：公益法人会計基準改正

による修正。

1988（昭和63）年4月：監事の協会下部組織担当の明確化。支部に関する条項の整理。国際活動委員会の設立。

1990（平成2）年10月：名誉会長の選衡基準並びに相談役及び参与について規定。

1992（平成4）年5月：マイクロソルダリング技術認定・検定委員会の設立。

1998（平成10）年5月：

- 1) 会費の改正。会費の変遷は表1.1のとおりである。
- 2) JABへ要員認証機関としての認定申請に当たって、認定・検定委員会関係並びに教育委員会関係の組織を改正した（後述5.2節：448ページ参照）。

現行細則については、1.1.2項で述べた現行定款の改正に対応した改正が行われることになっている。

1.3 規則類

定款及び細則に従って、必要な規則・内規などが制定されている。これらの規則類は、支部、部会・研究委員会、表彰、役員選挙、事務局などに関するもので、その主なものの表題が第14編「資料」に示されている。

支部や部会・研究会などについては、通則的事項が細則に定められており、これに基づいて各支部

や各部会・委員会個々の規則が作られている。

これらの規則は、事務局、本会総務委員会の検討を経て、重要度に応じて理事会又は評議員会の承認を得ることとなっている。また、細則に付随する内規は、当該部門において検討決定されるが、会務上重要なものについては、理事会の承認を得ることとなっている。